

多文化共生施策の推進

多文化共生推進担当課長会

都市経営局国際政策課

1 はじめに

昨年12月に確定した、「中期4か年計画（2010～2013年）」では、基本政策に国際交流とともに「多文化共生の推進」ということが柱立てされた。この4か年で本市としてこの分野に力を入れていこうという表れと言える。本市ではこれまで、多文化共生施策関係区局の課長に多文化共生推進担当を兼務発令し、課長会を通じて様々な検討をしてきたところであ

る。そこで、本稿では、ここ数年の本市の多文化共生の取組を振り返ると共に今後について考察する機会としたい。

2 なぜ今多文化共生なのか

(1)市民の50人に一人は外国人
経済、社会のグローバル化の進展や国際結婚の増加、また、平成2年の「出入国管理及び難民認定法」の改正により日系3世までの就労が可能になったことなどを要因に、我が国に在住する外国人の数は、増加してきた。横浜市においても、平成2年に約3万6千人だった外国人登録者数が、平成22年には約8万人と20年間で2倍以上に増加している。（図1）最も人口の少ない西区が、9.1万人ということを考えると8万人という人数は、19番目の区と言っても過言ではない規模であり、市民の50人に1人が外国人という計算になる。また、出身国も多国籍化が進み、横浜に在住している外国人の出身国は、148か国に及ぶ。

(2)在住外国人の抱える課題
在住外国人の増加及び多国籍化とともに、滞在期間の長期化や、家族滞在が増加する傾向にある中で、在住外国人が抱える問題も変化している。横浜市は、国際交流ラウンジ（平成22年現在、市内に10か所）を設置し、在住外国人に身近な地域において、市民やボランティアなどの協力を得ながら多言語による情報提供や相談、日本人と外国人の交流を進めている。本ラウンジでの相談内容の変化を見ると、統計を取り始めた平成13年度には、「出入国・在留資格」、「法律」、に関する相談が上位を占めていたが、平成21年度には、「育児・教育」、「福祉・医療」、「仕事」の順になっている。特に、「育児・教育」、「福祉・医療」は、平成13年度と比べると4倍を超える増加となっている。（表1）

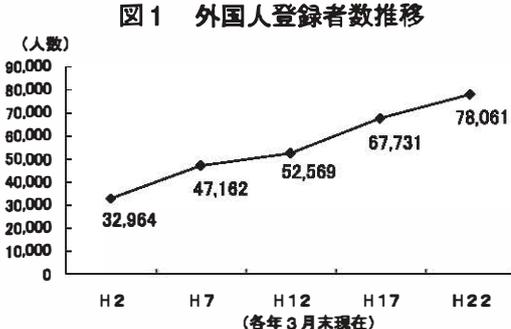
相談が、外国人に特有の事柄から、生活に密着した内容に変化しており、在住外国人が日本人と同様の生活者として、悩みを抱えていることがうかがえる。また、具体的な相談内容も、子育ての不安や学校生活でのトラブル、生活保護、ドメスティックバイオレンス、受診の問題などに見られるように、深刻化、複

3 現在までの取組

(1)ヨコハマ国際まちづくり
指針
国は、平成18年3月に総務省自治行政局国際室長からの通知で、地域の実情と特性を踏まえ、地域における多文化共生に係る指針、計画の策定と施策の計画的かつ総合的な実施を依頼している

本市は、このような国の動きに先行し、平成15年度に、外国人、有識者、外国人支援団体等からなる「よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会」を設置し、外国人が生

図1 外国人登録者数推移



活する上での課題や「横浜市が外国人からグローバルな視点で選ばれるための課題」を検討してきた。

さらに、18年度には、「ヨコハマ国際まちづくり指針」(図2)を定めた。本市は、現在、この指針に従って、施策を進めている。指針は、2部構成で、在住の外国人に関わるのは、第1部の「外国人が住みやすいまち」の中であり、「コミュニケーション支援」として、多言語での情報提供・相談、日本語学習支援、「生活支援」として居住、教育、就労、医療・保健・福祉、防災面からの支援、「多文化共生のまちづくり」として、交流・相互理解・日常の地域の支え合い、外国人の自立と社会参画を掲げている。また、第2部の「外国人が訪れたいまちをめぐり」でも掲げている人材、活動しやすい環境、魅力づくりは、多文化共生にもつながる点も多い。

(2)ヨコハマ国際まちづくり推進委員会
先述の「ヨコハマ国際まちづくり指針」を受けて本市では、19年9月に「ヨコ

ハマ国際まちづくり推進委員会」を設置し、事業の方向性や優先順位、あるいは市民・民間事業者・公益団体・行政等の連携に関することについて、ご意見を頂いている。本稿を担当している多文化共生担当課長会は、この委員会のワーキンググループとして位置づけられており、委員会からのご意見をうけて、具体的な施策の検討を行っている。

(3)災害時の対応を例とした取組「YOKKEとの連携」

20年度には、ヨコハマ国際まちづくり推進委員会では喫緊の課題である外国人に対する防災対策をテーマとした。震災時に、外国人の支援方法や、どうした仕組みが必要なのかの意見が出され、その意見を踏まえつつ、市として施策を具体化した。

その一は、平成21年3月に本市と公益財団法人 横浜市国際交流協会(YOKKE)が締結した、「横浜市外国人震災時情報センター」の設置・運営に関する協定」である。これは、地震により横浜市災害対策本部が設置された場合、本市の要請により、YOKKEが「横浜市外国人震災

時情報センター」をYOKKEの事務所内に設置するというもので、震災時に外国人に対して必要な情報等の翻訳を行うことや、地域防災拠点等への通訳ボランティアの派遣及びその調整、外国人からの相談・問い合わせ等への対応が業務となっている。もう一つは、災害時多言語情報シートを全地域防災拠点(452か所)・区役所・

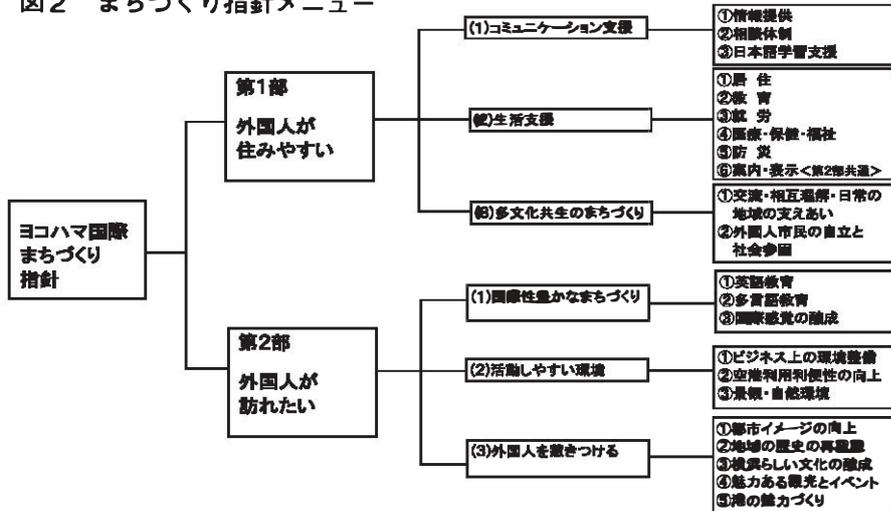
国際交流ラウンジに配付したことである。この情報シートには、避難場所が掲示されることばや文章を想定し、多言語で翻訳してある。例えば、「この水道は使えません」「炊き出し:〇時〇分から」といった表現が、英語、ポルトガ

ル語、スペイン語、タガログ語、中国語(簡体字繁体字)、ハンブル、やさしい日本語で表記されており、日本語が不自由な外国人の避難者に対して、示すことで最低限の理解を図ることを目的としてい

表1 相談内容の変化

相談内容	13年度		21年度		増加倍率(倍)	
	件数	構成率(%)	件数	構成率(%)		
生活相談	育児・教育	224	1.48	1,023	4.40	4.57
	福祉・医療	221	1.46	968	4.17	4.38
	仕事	197	1.30	334	1.44	1.70
	法律に関わる相談	230	1.52	475	2.05	2.07
	出入国・在留資格	252	1.66	386	1.66	1.53
	住居	156	1.03	242	1.04	1.55
	その他の生活相談	412	2.72	780	3.36	1.89
その他	13,447	88.82	19,019	81.88	1.41	
合計	15,139	100.0	23,227	100.0	1.53	

図2 まちづくり指針メニュー



る。

また、災害時にどこに避難したらよいかわからないとの意見を踏まえ、21年度に西区において自治会町内会の掲示板(約600か所)及び地域防災拠点(小中学校)に、英語、ハングル又は中国語、日本語で掲示している。

4 庁内の体制強化と多文化共生推進担当課長会

(1)概要

多文化共生推進担当課長の兼務は、在住外国人に係る施策が多分野に及ぶことから、庁内横断的な推進体制として、平成21年4月に、多文化共生施策に密接に絡む関係区局の11名の課長に発令され、国際政策室が事務局を担いながら、日頃の情報交換や業務での連携、また、定期的な課長会を通じて議論や施策の検討を進めてきている。

(2)具体的な取組

①外国人市民意識調査

本調査については、外国人のニーズや課題を総合的に把握する目的で、平成21年7月に実施した。本課長会では調査項目、方法等について具

体的な検討を行った。こうした意見を反映させたアンケート調査を行い、市内在住の外国人のうち満20歳以上5千人の中で、1,812件の回答(回答率36.2%)を頂き、市内在住の外国人を巡る現状、生活で困っていることや、防災、子育て・教育、あるいは多文化共生のまちづくりといった課題が明らかになった。

②日本語学習支援

調査結果の中では、「日本での生活で困っていることや心配なこと」の一番目が「日本語の不自由さ」で、30.6%となっている。一方で、日本語に対する学習意欲は高く、約55%が学びたいと高い学習意欲を示しており、生活者としての顔を持つ中で、ソフト基盤としての日本語の習得が大きな課題になっていることが分かった。現在横浜市内には、国際交流ラウンジを始め、多くのボランティアによる日本語教室が開催されている。外国人の日本語学習の主な受け皿となってきたのがこれらの日本語教室である。しかし近年の在住外国人の増加を受け日本語のニーズが多様化している。特にボラ

写真 初期日本語教室



ンティア教室にとつて負担の大きい日本語の初期指導と集中的・継続的に学習できる環境の整備が求められている。

これを受け、平成22年度に本市は、日本語学習支援事業を開始した。初年度は日本語がほとんど話せない外国人のための「初期日本語教室」、小学校低学年の子供とその親を対象とした「親子日本語教室」を開催している。生活のためのコミュニケーション能力の向上や親子がともに日本の学校になじむことを目指す実践的な形の支援を展開している。加えて、今回の教室は、日本語を教える側の研修を兼

ねる内容になっていて、市民ボランティアの協力を得ながら、裾野を広げる取組を目指している。

③多言語での情報提供

同調査の結果で明らかになったもうひとつのことは、市役所からの情報入手の方法については、家族、同じ国出身の友人・知人、日本人の友人・知人が上位3位までを占め、本市のホームページや窓口はその後となっていることである。こうした現状を踏まえつつ、本市の情報をどのように伝えていくか、検討した。

「横浜市外国人広報のあり方に関する指針」及び「横浜市外国語広報取扱規程」は、内容の重複があり、職員の見直し、職員の認知度も低い。多言語共生社会の推進に向けて、新たな指針として見直し、職員に周知徹底すべきである。

・本市のホームページは、外国版トップページが英語版のみで、情報が十分ではない。

・100%の翻訳率ではないが、予算が厳しい中で、機械翻訳の導入を検討が必要である。といった意見が出された。

多言語による指針については、昨年7月に「横浜市多言語広報指針」として、実践的な内容に見直すとともに、横浜市多言語情報共有推進会議等を通じて、職員への周知徹底を図っている。ホームページについては、メンバーである市民局広報課が中心となり、APEC開催に向け、多言語化の充実を検討し、多言語版トップページの作成、機械翻訳システムの導入がなされた。

5 多文化共生社会の目指すところ

(1)共に地域で暮らすこと

「多文化共生」とは、総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(2006年3月)によれば、「国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とあるが、本市として目指すところについて、概括する。

一つ目は、外国人が日本人とともに地域で安心して暮らせる環境を整えることである。コミュニケーションの円

6 今後の課題

滑化、多言語での相談や情報発信による不安解消が必要で、地域という点から、区、国際交流ラウンジの果たす役割が重要になる。「鶴見区多文化共生推進アクションプラン」を定めている鶴見区では、多言語表示したゴミ袋を作成し、工夫をこらしている。また、中区で区職員が区域に暮らす中国人の情報や声を聞きながら、「春夏秋冬」という中国語広報紙を発行しているのは、好例である。

(2) 活性化

二つ目は、社会経済の活性化である。外資系企業の誘致、研究者や技術者等をはじめとした外国人の就業、あるいはインドネシア、フィリピンとのEPA(経済連携協定)による介護福祉士、看護師の受け入れは、今後の横浜の持続的な発展には、欠かせない。また、地域レベルでも活性化につながる芽が出つつある。住民の3割を在住外国人が占める泉区の泉宮いちよう団地では、外国や外国につながる若者が、地域の防災活動を担う「多文化レスキューユース(PRY angels) (トライ・エンジェルス)」が結成され、地域の

防災活動を担っている。地域で支援される側から、地域を担う側になっていく注目すべき取り組みである。この活動は、地域の新しい自治活動モデルを示していることから、神奈川県下で初の国際交流基金地球市民賞を受賞した。

(3) 交流の促進

三つ目は、市民による異文化理解の促進である。国際交流ラウンジでは、ラウンジまつりや、世界の舞踊・音楽といった文化や料理の紹介や交流会が活発に行われている。身近な地域で、外国、また外国人に接する機会を持つことは、世界を知り、外国人と顔を見える関係をつくることで、国際的な感覚な醸成や、国際人材の育成につながっていく。3点ほどあげたが、これらが総体で発揮されることで、多文化共生の進んだ都市として、国際的な認知度、知名度が高まっていくであろう。グローバルな都市間競争を勝ち抜く意味でも姉妹友好都市、パートナー都市提携といった海外都市との交流とともに、足下を固める多文化共生の意義は大きい。

中期4か年計画でいう国際交流ラウンジ・区・局が、適切な役割分担を、とは、どういうことであろうか。外国人に身近である国際交流ラウンジや区役所が、支援や交流、地域活動への参加という多文化共生の拠点としてワンストップ的な機能を持つていく一方で、情報提供や専門的なアドバイスができる局の関係部署がサポートする。すなわち大都市としてのスケールメリットと地域展開というきめ細かさを融合させた総合力を発揮していくことである。加えて、課題解決に取り組むにあたっては、複眼的な視点が欠かせない。外国籍や外国につながる子供の居場所づくりでは、授業を受ける学校、放課後を過ごす地域の双方向から検討が求められる。

また、在住外国人に対する多言語での情報提供や窓口対応、相談といった基礎的なサービスは、本来、行政の担うべき業務である。しかし、財政状況が厳しい中で外国人のニーズにできる限り応えていくことや豊富な国際人材を有する本市の特長である市民力をいかせる地域の環境を整えていかなければならない。現在でも、医療通訳の派遣では「特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ(MICかながわ)」が、外国人に対する入居・居住支援のために、「NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンター」が専門的な役割を果たしている。YOKKEも、こどもの学習支援や消費者相談等の外国人に対する新たなニーズ対応や日本語学習支援に取り組むボランティアのコーディネートに取り組み始めている。

さらに、知恵、工夫をこらしていくことも欠かせない。例えば、南区では、各部署からなる多言語対応の検討プロジェクトを立ち上げているが、少しでもコストを抑えながら外国人に対しての制度、手続きの説明を窓口で行うため、多言語によるわかりやすい行政資料の翻訳資料の整備などを検討している。

中期4か年計画で多文化共生が打ち出された今年度は、多文化共生推進担当課長も活動を一層、充実していきたいと考えている。

多文化共生推進担当課長	赤岡 謙
都市経営局政策課長	齋藤 紀子
市民局広報課長	花園 勝
市民局窓口サービス課長	井尻 靖
子ども青少年局企画調整課長	本吉 究
健康福祉局企画課長	下田 康晴
経済観光局経済企画課長	大貫 義幸
消防局危機管理課長	齋藤 宗明
教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長	雨宮 勝
鶴見区政推進課長	村田 二郎
中区地域振興課学校支援・連携担当課長	花内 洋
南区区政推進課長	
【事務局】	
都市経営局国際政策課国際事業担当課長	山本 治